

令和 8 年度香芝市テレワーク環境更新業務
に係る入札仕様書

令和 8 年 7 月

香芝市総務部 総務情報課

本仕様書は、行政業務におけるテレワーク環境の安定的かつ継続的な運用を目的として、既存のテレワーク環境の更新業務に関する事項を定めるものである。

1 名称

令和8年度香芝市テレワーク環境更新業務

2 調達の範囲と業務概要

テレワーク用端末から本市のL G W A N接続系端末（以下、「接続先端末」という。）を画面転送方式でリモート操作するための環境を整備する。テレワーク用端末については、本業務で調達する端末から庁内既設端末に対してテレワークで使えるように設定すること。

また、テレワーク環境は、リモートデスクトップシステム及び閉域回線網を用いた、セキュアな環境を構築すること。

3 契約期間

(1) 構築期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

(2) 保守期間

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

4 設置場所

香芝市役所会議室棟2階総務情報課（奈良県香芝市本町1397番地）

5 機能要件

(1) リモートアクセスシステム・・・1式

（想定製品：S p l a s h t o p O n - p r e m）

ア 最大30台のテレワーク端末が接続先端末に同時アクセスできること。

イ 画面転送方式により、接続先の端末を遠隔操作できること。

ウ リモート接続の認証を行うサーバーは、今回併せて調達するテレワークシステム用ゲートウェイサーバーを利用すること。

エ 画面転送は、ゲートウェイサーバーを経由してデータ転送を行うこと。接続先端末のデータをテレワーク端末側に残せない、保存できない機能を有すること。

オ リモートアクセスする対象端末（接続元）及び接続先端末には、専用アプリケーションをインストールして利用できること。

- カ マルチモニターに対応できること。
 - キ リモート接続切断時、自動的に接続先端末をロック状態にすることが可能なこと。
 - ク 一定時間無操作だった場合に自動的にタイムアウトし、リモート接続切断する設定が可能なこと。
 - ケ リモート接続時に、接続先端末をブランクスクリーンにするとともに、キーボードとマウスの操作を無効化する設定が可能なこと。
 - コ 管理画面から各種ログをダウンロードする機能を有すること。
 - サ 管理画面から稼働状況が確認できること。
 - シ 5年間運用できること。
- (2) テレワーク回線接続用ファイアウォール・・・1式
- ア ファイアウォールスループットは3Gbps以上であること。
 - イ ネットワークインターフェースは1000BASE-TのLANポートを本件の必要数分有すること。
 - ウ WANインタフェースはDHCPの設定ができること。
 - エ ファイアウォールポリシー機能を有すること。
 - オ 物理アプライアンスモデルであること。
 - カ 5年分の機器保守パックを本調達の中で提供すること。
- (3) テレワークシステム用ゲートウェイサーバー・・・1式
- ア テレワーク端末から接続先端末への画面転送通信を中継するゲートウェイとして、想定される同時接続数においても安定した通信が行える性能（CPU、メモリ等）を有すること。
 - イ ハードディスクはRAID5以上であること。
 - ウ 19インチ標準ラックにラックマウント可能であること。
 - エ 5年分の機器オンサイト保守パックを本調達の中で提供すること。
- (4) テレワークシステム用サーバー付属機器・・・1式
- 100V／1200W以上の19インチ標準ラックに搭載可能なラックマウント型の無停電電源装置を添付すること。
- (5) テレワーク接続元端末・・・30式
- 「別紙 端末仕様書」に当てはまるテレワーク接続元端末を調達すること。
- (6) その他調達機器について
- ア 本調達機器については、本市に既設されている19インチ標準ラックにマウントすること。当該ラックは10U程度の空きがあるとともに、空き電源も存在する。
 - イ 本市指定のKVMスイッチに接続可能な構成であること。なお、接続モジュールについては、本市所有の接続モジュールを2本使用するものとする。ただし、当該モジュールでは接続ができない場合や、接続のた

めに追加のケーブル類が必要となる場合は、サーバーとKVMスイッチを接続するために必要な全ての機器・ケーブル類を本事業の範囲内で調達すること。

【本市指定のKVMスイッチ】

A P C 8 p o r t A n a l o g K V M (型番 : K V M 0 1 0 8 A)

【本市所有の接続モジュール】

A P C K V M S e r v e r M o d u l e (U S B) (型番 : K V M - U S B)

6 セキュリティ要件

- (1) 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月改定）」に留意し、本業務で構築するテレワーク環境について、L G W A N接続系を主軸とした運用を前提に、不正アクセス、情報漏えい、マルウェア感染等のリスクを低減できる適切なセキュリティ対策を講じること。
- (2) 端末の盗難・紛失などが発生した際の情報漏洩対策等の人的なセキュリティ対策についても考慮し、本市へ提案すること。
- (3) 上記以外に記載のない内容については、本市と協議の上決定すること。

7 テレワーク環境整備に係る作業事項

- (1) テレワーク用環境は別途本市が用意するドコモ閉域網回線にて接続すること。
- (2) 本市既設のヤマハR T X 8 3 0はドコモ閉域網回線契約に含まれる機器であり、本業務の調達・保守対象外とする。ただし、テレワーク環境の障害発生時には、受注者はR T X 8 3 0との接続部分を含めた切り分け調査に協力し、必要に応じて本市を通じてドコモへの問い合わせに協力すること。
- (3) システム管理を行う職員用の設定・運用マニュアルを作成し、納品すること。
- (4) リモート接続用のアカウント作成を行うこと。
- (5) テレワーク回線接続用ファイアウォールは、テレワーク用の閉域回線ネットワークと既設L G W A Nネットワークを接続する設定を行うこと。
- (6) テレワーク用端末が庁内の端末にリモート接続する際には、テレワーク用端末が持つ指紋認証機能及びリモートアクセスシステムのユーザー I D /パスワード認証により接続するように設定すること。
- (7) 上記以外に記載のない内容については、本市と協議の上決定すること。

8 テレワーク用端末設定に係る作業事項

- (1) 30台全てに設定を行うこと。
- (2) Windows 11の標準ソフト（UWP）で、本市が指定するソフトを削除すること。これは、ログインユーザーが変わっても削除されていること。
- (3) Windows 11を最新版へアップデートすること。
- (4) 次のソフトウェアをインストールすること。なお、インストーラー及びライセンスは本市で用意するものとする。
 - ア SKYSEAクライアント
 - イ ウイルス対策ソフト
 - ウ その他、本リモートアクセスシステム環境使用に係り必然的に必要となるものは設定すること。
- (5) 本市が求める場合、ディスクは暗号化し、起動時に起動コードの入力あるいは、物理セキュリティキーを求めるように設定すること。
- (6) インストールするSKYSEAクライアントにより、テレワーク用端末はUSBデバイスを使用不可に設定すること。
- (7) テレワーク端末として使用する為に必要となるショートカットをデスクトップに配置すること。
- (8) 本市が求める場合、本市のWSUSサーバーとの連携設定をすること。
- (9) 受注者は本市が別途用意するSIMカードの端末への挿入作業を行うこと。
- (10) 本市が使用する閉域SIM接続に必要なAPN設定を行うこと。APN情報は本市が提供する。
- (11) 上記以外に記載のない内容については、本市と協議の上決定すること。

9 保守サポート事項

- (1) 下記の運用サポートを行う保守サポートを提供すること。
 - ア 令和8年12月1日から令和13年11月30日までの60月分のハード、システム及び運用サポート等の保守サポートを行うこと。また、機器の定期保守を必要に応じて実施すること。
 - イ 単なるハードウェア保守のみでなく、5年間の利用期間を考慮した運用保守サポートを提供すること。
 - ウ 本市からの電話あるいはメールによる技術的な問い合わせに対して対応すること。
 - エ サポート時間は本市が定める休日を除く平日午前9時から午後5時とする。
 - オ 障害発生時、本市が要請する場合にオンサイト保守を行うこと。なお、復旧作業に時間を要し、午後5時を超えた場合は、対応外時間においても復旧作業を継続するものとする。ただし、致命的な障害等により復旧

が当日中に困難な場合や、当日出張修理が困難な場合は、別途香芝市と協議することができるものとする。

カ 本市が求める場合、年1回程度を目安に、テレワークシステム等のアップデートを行うこと。ただし、構築環境において重要なセキュリティの問題が見つかった場合は、この定めにかかわらず、迅速な報告の上、対応に向けた協議を行うこと。

- (2) サーバーについては5年間のオンサイト保守対応や、調達する一式（ソフトウェア等を含め）において5年間安定して利用する為に必要となる保守サポートを調達に含めること。

なお、ハード保守において、ハードディスクドライブの修理を行った際は、ハードディスクは市職員の立ち合いの下ハードディスクを復元不可能な状態へ破壊を行う又は障害ハードディスクを市へ引き渡すこと。

- (3) 導入時に効率のよい運用管理ができるよう、システム管理者向けに各システムの操作説明をすること。

1 0 完成図書

下記の成果物を印刷物及び電子媒体でそれぞれ1部提出すること。

- (1) システム設計書
- (2) 納入機器一覧
- (3) ネットワーク概要図
- (4) システム管理者用 運用・操作手順書
- (5) テレワーク用端末の作成手順書

1 1 補足事項

- (1) 受注者は、本調達にあたって関係法令及び香芝市条例等を遵守すること。
- (2) 受注者は、プライバシーマーク認定業者、ISMS認証業者又は個人情報保護方針を定めた事業者であること。
- (3) 受注者は、本調達において知り得た香芝市の機密に関する情報を本市の承認なく第三者に開示してはならない。
- (4) 搬入、設置に当たっては、事前に香芝市担当者と協議を行いその指示に従うこと。
- (5) 納入機器は新品であること。
- (6) 仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義がある事項については、香芝市担当者の指示又は承認を受けること。
- (7) 初期不良については、速やかに交換等の処置を行うこと。その際には、当初の納品場所に搬入すること。
- (8) 納入する機器で仕様書に明示が無いが、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらず全て調達範囲内に含むこと。

- (9) 納入作業中に生じた物損その他の被害については、一切を受注者の責任において解決し、その費用は受注者の負担とすること。
- (10) 納入に際し、香芝市担当者が不要と判断する梱包材、付属品、マニュアル等については、受注業者の責任においてこれを撤去すること。
- (11) 上記事項に係る費用の一切を本調達に含むこと。

別紙 端末仕様書

種別	仕様
OS	Windows11 Professional(64bit)日本語版 ※再セットアップ媒体（Windows11）を1セット納品
CPU	Intel Core i5以上 ※Intel社製の第13世代以降、またはIntel Core Ultra シリーズ相当以上
主記憶装置	16GB以上 ※メーカー純正メモリかつ増設空きスロットが1以上
補助記憶装置	SSD 256GB以上
ディスプレイ	TFT方式カラー液晶ディスプレイ 14インチかつ解像度は、FHD（1920×1080）又はWUXGA （1920×1200）以上 ノングレア液晶
USBポート数	Type-A 2ポート以上 Type-C 1ポート以上（内、1口はPowerDelivery電源供給 入力及び外部ディスプレイ出力をサポート）
外部ディスプレイ 出力	HDMI 1ポート以上
キーボード	日本語JIS配列キーボード ポインティングデバイス機能を有するタッチパッドを搭載 したキーボード
マウス	USB接続でホイールスクロール付き 光学、BlueLED、レーザーのいずれかの方式 ※マウス本体の長さは汎用品程度
モバイル通信 （LTE）	LTEモジュール内蔵 SIMカードスロット搭載（nanoSIM対応） NTTドコモ Xiサービス（LTE）に対応し、Band 1 / 3 / 19 / 21 等の主要Bandをサポートすること。
内蔵無線LAN	IEEE802.11 b/g/a/n/ac/ax
電源	純正のACアダプタを添付（Type-C以外からの給電が可能 である場合はそちらを選択すること）
カメラ	HD Webカメラ内蔵（有効画素数約92万画素以上）
サウンド機能	スピーカー及びマイク内蔵 音声出力及び入力端子有り
質量	1.5kg以下であること。

サポート修理	以下の要件を満たす5年間の保証を付けること。 ※サポート登録は、業者で実施 ① サポート契約期間中において、機器が正常に作動するよう、サポート業者（納入業者がサポートを行う場合は、当該納入業者。以下同じ）の負担において、機器の調整、修理又は、部品の交換等所要のサポートをオンサイトで行うこと。 ② 納入する機器のサポート修理業者は、プライバシーマーク認定業者又はISO27001/ISMSの認証を受けていること。 ③ 12月29日から翌年1月3日及び祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の受付とすること。 ④ HDD、SSDは回収せずに香芝市に引き渡すこと。
その他	新製品又は現に販売され、仕様書に基づいたサポートが受けられる製品であること。 国際エネルギースタープログラム、グリーン購入法、PCグリーンラベル、省エネラベリング制度の基準のうち、いずれか一つ以上満たした製品であること。